

食科協ニュースレター第113号

目次

	頁
【食科協の活動状況】	
1. 2012年11、12月の主な活動（先月報告以降）	関澤純 2
2. 平成24年度食の安全に関する公開講演会が開催されました	北村忠夫
【行政情報】	
1. 平成24年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施	6
2. 浅漬製造施設への立入り調査結果	
3. 新食品表示制度についての意見交換会を開催	
4. ノロウイルスによる食中毒の発生予防についての注意喚起	
5. 平成24年度上半期JAS法の品質表示基準に係る指導実績公表	
6. 栄養表示基準の改正（案）示される	
7. 平成24年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）公表	
8. 平成23年国民健康・栄養調査結果の概要公表	
9. ブラジルでBSE発生	森田邦雄
10. 食品安全委員会提供情報	大神（東島）弘明
【消費者情報】	
1. 消費者庁「新食品表示制度についての意見交換会」を開催	森田満樹 13
【海外食品安全情報】	
1. カナダ食品検察庁はメープルシロップ製品の規制案について、2012年12月7日まで意見募集	榎元徹也 16
2. 中国政府の農薬に関する食品中の最大残留基準値（MRL）等の公表に関して	大神（東島）弘明
【会員からの投稿】	
1. 第11回 昆虫の生態と虫体異物混入事故<11>防虫管理の要点について	今野禎彦 19
2. 第5回 シンガポール回想5 シンガポールの国民生活	秋田勝
【食科協からのお知らせ】	
1. リスクコミュニケーション部会、作業部会員募集のお知らせ	佐仲登 34

平成24年12月18日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/>E-Mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】

1. 2012年11月、12月の主な活動（先月報告以降）

- 11月9日 平成24年度第2回理事会および公開講演会を開催した。当日の公開講演会の概要及び参加者のアンケート結果は下記を参照。
- 11月13日 消費者庁の食品表示新法に関するワークショップで提出した関澤理事長の意見陳述書をホームページに掲載した。
- 11月16日 第112号ニュースレターを発行した。
内容は、浅漬食中毒事件調査概要、漬物衛生規範の改正、BSE対策見直し健康影響評価の公表、新食品表示制度のポイント公表、国際汎用添加物指定の流れ、ラウンドアップ除草剤の長期毒性に関する Seralini 論文への反応、米国食品安全強化法における食品テロ関連規定概要、新食品表示法ワークショップと意見交換会、昆虫の生態と虫体異物混入事故、シンガポールの食品衛生など
- 11月20日 食品安全委員会のセミナー「食品中微量成分のリスク評価手法の国際動向」に関澤理事長、森田（満）常任理事が出席した。
- 11月20日 第9回常任理事会兼第9回運営委員会を開催した。
第2回理事会議事録を承認。公開講演会実施報告、消費者庁意見交換会出席について、下半期勉強会開催についてほかを討議。
- 11月21日 関澤理事長、森田（満）常任理事が学術会議フォーラム「東日本大震災がもたらした食料問題を考える」に出席した。
- 11月22日 消費者庁が開催した食品表示新法案に関する意見交換会（三田共用会議所）で関澤理事長が消費者庁の新法案における加工食品の原料原産地表示の義務化方針などに関し食科協の意見を述べた。
- 11月30日 消費者庁による食品表示新法案に関わるパブリックコメントの募集に食科協の意見を提出した。
- 12月21日 第10回常任理事会兼第10回運営委員会を開催予定。

（関澤 純）

2. 平成24年度食の安全に関する公開講演会が開催されました

平成24年度の食科協公開講演会は「食の安全に関する国際動向と日本の課題について」をテーマに平成24年11月9日に一般財団法人日本科学技術連盟との共催により、

同連盟本部第 3 号館において、開催しました。参加者は会員、非会員を合わせ 69 名でした。

この講演会は本年 8 月に実施した勉強会「GFSI（国際食品安全イニシアティブ）の動向について」をさらに発展させるために開催しました。

講演会は、一般財団法人日本科学技術連盟渡邊食品安全審査室長を座長に行われました。

講演Ⅰでは、これまで提起されることのなかった食品安全のガバナンスをテーマに東京大学大学院の松尾真紀子特任研究員から「食品安全のガバナンスの視点 国際動向と日本への示唆」と題し食品安全行政におけるガバナンスの重要性やリスクガバナンスにおける規制・基準値の運用等について講演され、同じリスクに直面しても国により異なる措置が講じられることなどが説明されました。

講演Ⅱでは、輸入業者として東南アジアにおいて日本の食品の安全衛生に関する規制についてどのように指導しているかを日興インターナショナル（株）中村眞社長から「アセアン諸国の食品事情、食品バイヤーの視点から」について、食品衛生法への理解を中心に日本の規制について説明し理解を得ていることが説明されました。

講演Ⅲでは、輸入食品の安全を守るために水際でどのように対応しているかについて厚生労働省東京検疫所酒井悟企画調整官から「輸入食品安全監視最前線の現状～東京検疫所の取り組みを中心に」について輸出国対策も含めた説明がありました。

総合討論は引き続き渡邊清孝氏を司会に、講演会に参加された松尾真紀子、中村眞、酒井悟の 3 氏に加えて、社団法人大日本水産会田口博人技術顧問及び消費生活コンサルタント森田満樹氏が参加し会場からの質問に答える形で行われました。

なお、総合討論の前に、田口氏「何故、対 EU 輸出水産食品に係る加工施設認定は困難か」及び森田氏「輸入食品の安全確保～消費者から見た課題」とする意見発表がありました。

討論の主な内容は次のとおりです。

討論－1

質問：ガバナンスには制度設計が重要とのことですが、良いガバナンスには制度の見直し、改善が適切に行われることは重要な原則と思われるがどうでしょうか。

意見：制度の仕組みや考え方には、見直しをするためには次の 2 点があります。

1 点目は、制度のデザインをする際に「見直し条項」入れることが有効です。例えば、フードナノテクの問題は第 2 の GMO と考えられます。このような新しい問題に対応する新しい情報を定期的に反映させるために、条文中に「何

年たったら、見直しをする。」のような規定をすることが重要です。

2点目は、制度設計の際に運用上の解釈ができるように設定することにより、幅広く解釈ができ、状況の変化に対応できます。

討論—2

質問：アセアンでは、基準等に対する対米と対日で認識の違いがあるのでしょうか。

意見：基準というより、異物混入対応など日本独特の問題があります。ただちに健康影響のないものまで問題とされます。

対米国では、輸出企業として登録されれば、日本の問題はありません。

討論—3

質問：日本式の管理方式で、異物混入対策は日本独自の問題でしょうか。

意見1：日本の流通業が異物を問題視する実態があり、これに対応するよう現地で指導しています。

意見2：日本では、異物があればそれによる危害がなくても製品回収をする実態があります。このことは事業者側の問題なのか、消費者側の問題なのか。日本国内向けは仕方がないとするが、「モッタイナイ」とする意見もあります。

討論—4

質問：ガバナンスにおける国民性はどうかのでしょうか。

意見：EUの例では、食品の安全だけでなく、それにより影響される社会的関心も含めてリスクコミュニケーションがされます。つまり、国民が重要であるとする課題については社会が考えるとして、広く議論されます。

討論—5

質問：日本の安全基準はどのように評価されているのでしょうか。

意見：輸入食品をチェックする立場で考えてみると日本の基準は要綱であると考えます。

かつて、FDAが厚生労働省を調査に来たが、その際、「我が国の検査命令制度その他はFDAがそのまま「まね」をした。」といわれています。

討論—6

質問：日本における食品安全の戦略をどのように評価しますか。

意見：日本では行政担当者に素人になることが多いです。専門家でないために見直しをすることができません。食の安全には専門知識を要することが多く、諸外国に比べ人材の問題があると考えます。特に、行政担当者の多くは国内のことしか知らず、外国の事情に興味を持ちません。

討論—7

質問：規制策定のデザインにおける管理判断の根拠としての「潜在的なリスク」をどのように検出するのでしょうか。

意見：食品のリスクから派生する諸問題、例えばコストをどう考えるのでしょうか。即ち、基準値を決定する際に直接的ではない、間接的なものがどのように影響するのかを考慮する必要があります。英国食品基準庁などの諸外国では、その規制がどのように影響するかを判断した上で対応されています。

質問：関連して、食品衛生法の基準で具体的事例としてどのような問題がありますか。

意見1：インド産の海老の輸入の際にポジティブリストの適用により、動物用医薬品がわずかに基準を超えることにより輸入ができません。これが継続されると日本向けの出荷がされなくなる恐れがあります。

意見2：使用水の問題、飲用適の規格が日本と異なるため認められないことがあります。

討論—8

質問：リスクコミュニケーションとは、どのように考えますか。

意見1：リスクコミュニケーションを行うためには戦略性が重要です。FDAやEFSAには戦略性が認められるが、日本にはありません。リスクコミュニケーションを国民に近づけるプランが必要です。このためには、科学的安全性を理解できる人を増やす必要があります。アメリカの例では、法律家や科学者等多種にわたる専門家が参加して戦略プランを構築しています。

意見2：輸入の現場では、輸入業者が行政的なものや消費者からのクレームのような情報を発信しています。

意見3：種々のレベルの人に対応するが、その人の立場において考え説明することに心掛けています。

意見4：食の安全に関する問題が高度になってきています。また、これに対するメディアの説明も不足しています。科学の物語として伝え、考えて頂くようにしています。

公開講演会に対するアンケート調査結果

アンケート 総数 30件

講演会感想 (各講師への主なものを集約しました。)

松尾講師

- ・ガバナンスの視点は新しい切り口で参考となりました。
- ・もう少し詳しく時間をかけてほしかったです。時間が短いです。
- ・規制の見直しがされにくい点分かりました。
- ・もう少し具体例があるとより分かり易かったです。

中村講師

- ・現状の規制等バイヤーの立場から具体的でした。アセアンの情報が分かりま

した。

- ・問題点、行政に対する要望、今後の方向性の説明が望まれます。

酒井講師

- ・輸入監視の状況はよくわかりました。
- ・不正輸入の話は参考になったが、事例の話をもう少し聞きたかったです。
- ・検査体制について、輸出国と日本の違いがあればよかったです。

講演会・総合討論全体の感想

- ・時機的にも的を射た講演会など好意的な意見をいただきました。
- ・松尾講師の内容を現在の行政当局に理解していただきたいです。
- ・総合討論における田口氏・森田氏の意見が参考になりました。
- ・勉強会の成果をまとめ、公表しないかなど好評である一方、時間配分が悪かった、テーマの共通性がないなどのご批判もいただきました。

ご希望のテーマ

- ・回収について、行政、食品事業者、消費者などによる意見交換
- ・国際的視野について、講演、シンポジウムは再度必要
 - 回収に関する国際的整合性
 - FSMA の最新情報と日本の対応
 - 米国食品安全強化法の解説及び査察対応
 - 日本の新規食品規制の現状と欧米の規制を考慮したこれからの規制の在り方
- ・食品の安全性確保における「未然防止」の考え方、手法について
- ・ポジティブリスト規制の見直し

(北村忠夫)

【行政情報】

1. 平成24年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施

厚生労働省は、11月16日医薬食品局食品安全部長名をもって各都道府県知事等宛に「平成24年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」を通知した。その中で、特に、冬期に食中毒患者が増加するノロウイルスや腸管出血性大腸菌等による食中毒の発生防止のため、大量調理施設や浅漬製造施設等に対する監視指導を重点的に行うとともに、カンピロバクター等による食中毒の発生防止のため対策等について監視指導を行うようとしている。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/121116_1.pdf

2. 浅漬製造施設への立入り調査結果

厚生労働省は、11月16日医薬食品局食品安全部監視安全課長名をもって、各都道府県等衛生主管部（局）長宛に平成24年8月29日付けをもって依頼していた、浅漬製造施設への立入り調査について、その結果を取りまとめ通知した。

その中で、本結果を踏まえ、引き続き、「漬物の衛生規範の改正等について（平成24年10月12日付け食安監発1012第1号）」に基づく関係事業者への周知、指導の徹底を指示している。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/121116_2.pdf

3. 新食品表示制度についての意見交換会を開催

消費者庁は、11月22日、新食品表示制度についての意見交換会を開催した。その中で、発言者の意見概要が配布された。

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/121122_gaiyo.pdf

4. ノロウイルスによる食中毒の発生予防についての注意喚起

本シーズンは、感染症発生動向調査（2012年第46週速報）によると、感染性胃腸炎の患者が急増し、過去10年間の同時期比較では平成18年に次ぐ2番目の水準となっており、調理従事者を介したノロウイルス食中毒の多発が危惧されていることから、厚生労働省は、11月27日、医薬食品局食品安全部監視安全課長名をもって、社団法人日本食品衛生協会等関係食品団体に対して、厚生労働省として、ノロウイルス食中毒の予防に関するポイントをまとめたリーフレットを作成し、都道府県等において、年末一斉取締りの機会に配布するなど、周知・指導を図ることとしているので、各団体においても会員に対し、改めてノロウイルスによる食中毒について周知し、自主的な衛生管理の推進による食中毒の未然防止を図るようお願いする文書を出した。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/121127_1.pdf

5. 平成24年度上半期 J A S 法の品質表示基準に係る指導実績公表

消費者庁及び農林水産省は、11月29日、平成24年度上半期の J A S 法の品質表示基準に係る指導の件数等を取りまとめ公表した。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin970.pdf>

6. 栄養表示基準の改正（案）示される

消費者委員会は、11月29日第20回食品表示部会を開催し、栄養表示基準の見直しについて検討した。

その中で、消費者庁食品表示課から栄養表示基準の改正（案）が示された。

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/121129_shiryoku1-1.pdf

7. 平成 24 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）公表

厚生労働省は、12月6日、医薬食品局 食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室が「平成 24 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）」を公表した。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002qcot.html>

8. 平成 23 年国民健康・栄養調査結果の概要公表

厚生労働省は、12月6日、健康局がん対策・健康増進課が「平成 23 年国民健康・栄養調査結果の概要」を公表した。

この中で、生鮮食品の摂取状況について、平成 13 年と比べると、野菜類、果物類、魚介類の摂取量は減少し、肉類の摂取量は増加。年齢階級別では、20～40 歳代の野菜類、果物類、魚介類の摂取量が少ないとしている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st.html>

9. ブラジルで B S E 発生

厚生労働省は、12月8日、医薬食品局食品安全部監視安全課がブラジルで B S E が発生したと公表した。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002qozq.html>

（森田邦雄）

10. 食品安全委員会提供情報

食品安全委員会（以下「委員会」という）が提供している行政情報に関して、毎週開催されている会議の内容について主な検討事項や報告事項で食品安全問題として関心を持ってもらいたい情報等を整理しました。会員の情報としてお役に立てば幸いです。

また、提供情報において（ ）内の数字は、委員会の検討事項等の番号をそのまま掲載しました。）

今回は 10 月から 12 月 10 日までの委員会開催情報を掲載します。

[12 月]

○第 4 5 7 回 食品安全委員会（2012（平成 24）年 12 月 10 日）

（主な検討・報告事項）

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等1品目（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・ 「アルドリン及びディルドリン」、「1,3-ジクロロプロペン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・ 農薬「シアゾファミド」、「メトキシフェノジド」、「ピリフルキナゾン」、「ブプロフェジン」、並びに農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」に係る食品健康影響評価について

(主な配付資料)

農薬専門調査会における審議結果について

[資料2-1：〈アルドリン及びディルドリン〉](#)、

[資料2-2：〈1,3-ジクロロプロペン〉](#)

○第456回 食品安全委員会（2012（平成24）年12月3日）

(主な検討・報告事項)

(1) 米国産牛肉の混載事例について（厚生労働省及び農林水産省からの報告）

(主な配付資料)

[資料1：米国産牛肉の混載事例について](#)

[資料3-2：食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報](#)

[11月]

○第455回 食品安全委員会（2012（平成24）年11月26日）

(主な検討・報告事項)

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

・ 「硫酸カリウム」、「乳酸カリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・ 農薬「イソピラザム」、「ピリオフェノン」に係る食品健康影響評価について

(主な配付資料)

[資料1-2：牛のせき柱に係る食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価](#)

資料1-5：除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302系統（食品）に係る食品健康影響評価について

○第454回 食品安全委員会（2012（平成24）年11月19日）

（主な検討・報告事項）

(1) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について

- ・「フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準の改正について」に関する審議結果の報告について

（主な配付資料）

資料1：器具・容器包装専門委員会における審議結果について＜フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）＞

[資料2：牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準を改正することに関する審議結果について](#)

○第453回 食品安全委員会（2012（平成24）年11月12日）

（主な検討・報告事項）

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・プリオン 1案件

牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準の改正について（厚生労働省からの説明）

- ・遺伝子組換え食品等 3品目（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アメトクトラジン」、「フェンピロキシメート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ジルパテロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イミシアホス」、「クロラントラニリプロール」、「シメコナゾール」、「ビフェントリン」、「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

（主な配付資料：省略）

○第452回 食品安全委員会（2012（平成24）年11月5日）

（主な検討・報告事項：省略）

（主な配付資料）

[資料2-2：食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報](#)

[10月]

○第451回 食品安全委員会（2012（平成24）年10月29日）

（主な検討・報告事項）

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ジノテフラン」、「テブコナゾール」、「フロニカミド」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「イプフェンカルバゾン」、「ジカンバ」、「プロパルギット」、並びに動物用医薬品「アザペロン」に係る食品健康影響評価について

- ・化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「硝酸性窒素・亜硝酸性窒素」、「セレン」、「バリウム」に係る食品健康影響評価について

（主な配付資料）

[資料2-9、資料2-10、資料2-11：清涼飲料水中の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、セレン、バリウムの規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について](#)

○第450回 食品安全委員会（2012（平成24）年10月22日）

（主な検討・報告事項）

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物1品目（5-メチルキノキサリン）（厚生労働省からの説明）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・プリオン「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」に係る食品健康影響評価について

（主な配付資料）

[資料1-2：5-メチルキノキサリンの規格基準の改正に関する食品健康影響評価について](#)

[資料2-1：プリオンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し〉](#)

[資料4-2：食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報](#)

○第449回 食品安全委員会（2012（平成24）年10月15日）

（主な検討・報告事項）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

- ・農薬 1品目 イミダクロプリド（厚生労働省からの説明）
- ・動物用医薬品 6品目（略）

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「イソピラザム」、「ピリオフェノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ビフェナゼート」、「ピラクロストロビン」、「フルベンジアミド」、「ジフェノコナゾール」、「フルフェナセット」、並びに食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「アスパラギンほか10品目」に係る食品健康影響評価について
（主な配付資料：略）

○第448回 食品安全委員会（2012（平成24）年10月1日）

（主な検討・報告事項）

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1品目及び・遺伝子組換え食品等 1品目：Aspergillus niger ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ（厚生労働省からの説明）
- ・特定保健用食品 1品目：素肌ウォーター（消費者庁からの説明）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「チフルザミド」、「フルオピラム」に係る食品健康影響評価について

（主な配付資料）

[資料1-2：「Aspergillus niger ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について](#)

[資料1-4：「素肌ウォーター」に係る食品健康影響評価について](#)

[資料2-1：農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<チフルザミド>](#)

[資料2-2：農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルオピラム>](#)

[資料3-2：食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報](#)

[資料4：食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等の改正について](#)

（大神（東島）弘明）

【消費者情報】

1. 消費者庁「新食品表示制度についての意見交換会」を開催

2012年11月22日、消費者庁は「新食品表示制度」について意見交換会を開催した。会には25団体が参加し、食科協も意見を述べた。午前・午後に分かれて、各団体による意見発表と意見交換が行われたが、特に意見交換の場では新制度に対する意見だけでなく、現行制度の問題点や食品表示の新法のあるべき姿、消費者団体としての在り方など幅広く議論された。

こうした意見交換会を通して、新制度の概要が明らかになってきた。まず新食品表示法（仮称）は、来年3月中旬までに法案提出が行われ、その後審議を経て6月～8月には公布される予定となっている。それから施行まではおよそ1年半、新法が施行されるのは2014年末から2015年前半にかけての予定とされている。

また、あわせて、個別の表示基準が60本近くつくられることになる。従来のものがそのまま引き継がれる基準もたくさんあるが、加工食品の原料原産地表示や遺伝子組換え食品の表示基準など、新たに検討される基準もある。こうした検討が一段落ついたところで、栄養表示基準（施行後概ね5年以内）の義務化となる。このように、今後数年間は、消費者庁のもとで食品表示制度がダイナミックに変わることになる。

今回の意見交換会は、消費者庁がこうした新制度全体について意見を申し述べたい者を募って公開で開催されたもの。同時にパブリックコメントも実施された（11月30日まで）。

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html#m01-3>

会の概要)

I 午前の部

- 阿南 久・消費者庁長官挨拶
- 消費者庁による新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）の説明

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/121101_img.pdf

- 発言者の意見発表

13団体が意見発表（遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン、上野製菓株式会社、主婦連合会、食のコミュニケーション円卓会議、特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク、財団法人食品産業センター、特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会、一般社団法人全国清涼飲料工業会、全国農業協同組合中央会、全国和菓子協会、特定非営利活動法人日本消費者連盟、日本生活協同組合連合会、社団法人日本惣菜協会）

概要はこちら

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/121122_gaiyo.pdf

●意見交換会の抜粋

・事業者の立場から、検討されている栄養成分表示、原料原産地をきちっとやっていると、比較的大企業は対応しやすいが、多くを占める中小零細企業は表示を実際にきちんと検証して、正しくしていこうとすることが現実的に難しいこともある。そういうことを抜きに義務化されると、日本の食産業というのは大企業だけになってしまう。それは、国民生活にとっても、経済社会にとっても決してプラスではない。表示は必要最小限のものに留めて、任意で表示させる時については、ルールをきちっと取るという形が一番正しい方向ではないか。

・表示を検討する時に、実態を良くしっかり見て欲しい。世の中の原料がどんな形で出回っているのかを良く知らないで、変なルールを作ると、結局、物が作れなくなるということになる。実際の、例えば、中小、あるいは大企業、世界の原料とか、日本国内の農産物がどんな形で出回っているかとか、そういうことを良く把握して貰った上で検討しないと、今回、一年にわたった検討会の中でも、あまり実態を踏まえないで議論された部分も結構あるので、実態がどうなっているのか踏まえて上で議論を進めて頂きたいと思う。

・これからは、今までのような紋切り型の消費者、事業者ととらえて対立させて良いものか、決してそういう状況ではないと思っている。どうすれば良い関係は生まれるのかという、一緒に行動していく。食品表示について新たなものを一緒に作っていくという前向きなとらえ方でいきたい。

・消費者教育は非常に大事である。実態として、啓発事業に参加してくる消費者はかなり熱心な人で、普通はなかなか啓発事業に来ない。そういう人達に例えば期限表示でもきちんと伝われば食料残渣の問題も無くなる。そういう関心を持たない消費者にきちっと分からせていく努力が行政として必要だと思う。

・地域の現場を見てもらいたい。こうしたら良いのではないかと、法を作ってからやるのではなく、現場を見て頂いて、実現可能性の把握をよろしくお願いたいと思う。

・消費者の意見を大事にして欲しいと思っている。消費者問題に長く関わって、食品表示の問題を知っている消費者の声を尊重して生かして頂きたいと思う。表示の目的の大事なところには、誤認表示を排除することがあると思う。それをきちんと法に入れ込んで、その下で各基準作りを始めて頂きたいと強く要望したい。よろしく願います。

・現在の固有記号は届出制であるが、届出制ではなく全事業者を登録制にするとか、そうすれば、情報を届けられる。全ての情報を全事業者に届けられるシステムを、是非とも考えて頂きたい。

・食品安全のリスクコミュニケーションは、食品安全基本法でも書かれているように事業者と消費者と行政と専門家が一緒になって協力しないと出来ないことだ。消費者

団体だけというのも賛成できない。もう一つ、消費者庁は今、日本の行政は縦割りでがんじがらめになっている。消費者庁には、省庁の縄張りを超えて、消費者に適切な知識を付けて頂けるような教育をして下さいと言えるようお願いしたい。

●阿南長官の挨拶

たくさんのご意見を頂き有難うございます。

今後の検討課題とされている部分もたくさん意見を頂いた。まさにおっしゃられたとおり、現実をしっかりと把握してから、調査をしてから検討していきたいと考えている。その時にさまざまな意見を協力頂くこともあると思っている。

加工食品の原料原産地表示についても、今日たくさん意見を頂いた。私は原則的には全ての食品に表示すべきだと考えている。こうしないと、今の現行制度でこのままで行くと、それでもなお要件のところは納得いかないところもあるので、見直しを図っていきたい。十分に皆さんの意見を踏まえながら、調査をしっかりと、もちろん中小零細企業に担えない負担をかけるつもりは全くない。どこまでならできるのか、現実的などころを踏まえながら検討していきたい。今後ともご意見をよろしくお願いしたい。

II 午後の部

●阿南長官挨拶、新食品表示制度のポイント説明は午前と同じ

●発言者の意見発表

12団体が意見発表（特定非営利活動法人くらしとバイオプラザ21、財団法人食の安全・安心財団、食の安全・監視市民委員会、食品表示を考える市民ネットワーク、新日本婦人の会、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、全日本菓子協会、社団法人日本果汁協会、公益社団法人日本べんとう振興協会、社団法人日本冷凍食品協会、一般社団法人 Food Communication Compass）

●意見交換の抜粋

・原料原産地表示については、面倒臭い、コストがかかるという話があるが、実はコストはかからない。皆さん方もし自分が消費者の立場だったらどう考えるかと言った時に、誰もがやっぱり知りたいと言う。自分の口に入る食品の原産国がどこなのかを知りたいというのは当然の思いだと思う。

・輸入品であれば、原産国の名前だけでよく、原料原産地表示の義務付けはない。既に飲料メーカーの多くは海外で工場を買収したりして持っていて、いつでも飲料を作れる状態だ。日本ではまだそういったシビアな締め付けがないが、規制が厳しくなればすぐにシフトする。そうすると日本の食品産業が空洞化する。そこを十分に考えてほしい。

・何年間も議論してきたことをここで決着させるのは不可能だと思うので、具体的な表示方法について、作業部会を設けてちゃんとやっていただきたいと思う。

・最初に義務化ありきではなくて、任意の表示から拡大していった、そのことが消費者の皆さんに共感していただけるということが進んでいけば、表示というのはもっと変わっていくと思う。

・議論が混迷するのは、原料原産地表示を加工食品全てについて義務化という話になってしまうからだと思う。事業者は努力している。それで自主的な表示ルールを作ったりして、中食・外食についても進めている。それについて消費者から支持が得られればそれは広がっていくのだ。全て無理して、全て義務化して、違反者を続出させて、結果的に食品業界全体の評判を落とすよりはむしろ自主的な努力にインセンティブを与えて推奨する。そういう行政施策も必要なのではないか。ぜひお願いしたいと思う。

*以上は会の抜粋ですが、詳細の資料、議事録については今後消費者庁のウェブサイトにて公開される予定です。そちらをご参照ください。

(森田満樹)

【[海外食品安全情報](#)】

1. カナダ食品検察庁はメープルシロップ製品の規制案について、2012年12月7日まで意見募集

(CFIAのウェブサイトより)

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-11-08/eng/1352307393780/1352307487715>

Proposed Amendments Benefit Canadian Consumers and Maple Syrup Producers
November 8, 2012

メープルシロップ製品の規則改定案はカナダの消費者とメープルシロップ生産者に利益をもたらす。2012年11月8日、カナダ政府は、メープルシロップの安全性と純度に関し、より高い消費者の信頼性を得るために、またカナダのカエデ生産者に対し、輸出の機会を高めるために“メープル製品規則”の改正案を提案した。

農業大臣ゲリー・リッツは「メープルシロップを抜きにしてカナダ人を語れない。カナダは世界のメープルシロップの輸出の80%以上を占め、メープルシロップの生産の世界のリーダーである。改正案は世界の舞台で我々のカエデ生産者の立場の強化に役立。」と語った。

昨年春、上院は“メープル製品規則”の現代化、標準化を政府に求める動議を可決し

た。本日、カナダ食品検査庁（CFIA：Canadian Food Inspection Agency）は、CFIAのウェブサイトで当規則の改正案に関する公開協議を開始した。カエデ業界と消費者を含む関係者は2012年12月7日までに、“メープル製品規則”の改正案に対するコメントを出すことができる。

上院議員ナンシー・レインは「私は上院で、カナダメープル産業の強化に役立つ動議の可決に役立ったことを嬉しく思う。これらの改正案はカエデ生産者が、国際的に自社製品を販売するためにより大きな自由をもたらすだけでなく、カナダの消費者のシロップ購入の選択がより容易になる。」と語った。

改正点は、メープルシロップの等級基準、分類システム、ラベリング要件の標準化である。改正案のメープルシロップの組成の定義は、国内外のカエデ業界に一貫性をもたらすだろう。さらに、改正案はメープルシロップに新しく二つの等級（*）（①Aグレード：小売販売向け、②加工グレード：食品加工向け）を導入した。これらは業界に一貫性を提供し消費者の混乱を排除し、消費者のシロップ選択に役立つだろう。Aグレードは、4分類（**）（色と風味で）のどれに該当するか、及びメープルシロップの起源の原産国または地域のラベル表示が必要となる。さらに、メープル製品の容器の大きさや形状の制限を削除する提案は、消費者の購入の際の選択肢を広げる。改正案は、安全でない可能性のあるメープル製品のCFIAの助言に対し、生産者の迅速な識別対応能力向上のために、ロットコードの義務化を追加した。このステップは、カナダ政府が食品供給の安全性を高めるために取っている多くの方策の一つである。

改正案に関する更なる情報や、コメントを提供するための詳細については、www.inspection.gc.caのCFIAウェブサイトを参照。

訳者注記（*）

① 「Aグレード」メープルシロップ

小売市場で販売できる品質であることを意味し、次の要件を満たす必要がある。

（i）色が均一、（ii）カラークラスに通常伴う味の強さ、（iii）不快臭、異臭、発酵がない、（iv）濁りや沈殿物がない。これらの要件を満たさない場合は小売市場で販売できない。

② 加工グレード」メープルシロップ

「Aグレード」の要件を満たさないが、食品の品質と安全性に関連する他のすべてのカエデの規制を満たしており、食品加工用としてバルク（5ガロンまたは20リットル以上の容器）での販売可能なメープルシロップ。食品加工用である旨ラベル表示が必要。

訳者注記（**）

③ 「Aグレード」メープルシロップは、以下の4つのメープルシロップの色とそれ

に伴う味に分類される。(i)「黄金色と繊細な味」、(ii)「琥珀色と豊かな味わい」、(iii)「暗色と堅牢な味」、(iv)「強い暗色と濃い味」

(榎元徹也)

2. 中国政府の農薬に関する食品中の最大残留基準値 (MRL) 等の公表に関して

中国の衛生部、農業部が合同で2012年11月16日付の中華人民共和国国家標準として残留農薬の基準を統合して新たな食品安全国家基準として食品中の農薬に関する最大残留量基準値を公表し、2013年から実施することになったので、その通知の概略を情報提供します。

中国政府の農薬に関する食品中の最大残留基準値 (MRL) 等の公表に関して

中国の衛生部、農業部は、2012年11月16日付で中華人民共和国国家標準として食品安全国家基準(National food safety standard)「食品の農薬最大残留量基準(Maximum residue limits for pesticides in food)」(GB 2763-2012)を発行した。

この新しい食品安全国家基準は、2013年3月1日から施行されることになっている。

この結果、今まで発表された旧基準はすべて廃止される。

この新国家基準は、322種類の農薬に関して10分類の農産品に対し、食品中の最大残留に係る規制基準2293項目が定められている。

(参考：目次の内容概略)

I 前言 (前書き)

1. 本基準は以下の国家基準を代替するものとする。

GB 2763-2005、GB 2763-2005、GB 2715-2005、GB 25193-2010、GB 26130-2010、GB 28260-2011

2. 本基準が施行後、次の基準は廃止することとする。

NY 660-2003、NY 661-2003、NY 662-2003、NY 773-2004、NY 774-2004、NY 775-2004、NY 831-2004、NY 1500-2007、NY 1500-2008、NY 1500-2009。

II 「食品中農薬最大残留限量」 (食品中の農薬最大残留量基準値)

1. 範囲 (対象範囲)

本基準は食品中 322 種類の農薬の食品中の最大残留量 2293 項目を定めている。

本基準は最大残留量規制値の関連食品に適応する。

食品類別と測定部位(添付 A)は農薬残留最大量の適応範囲を確定するために作ったもので、本基準にしか適応しない。

2. 規範性引用文件(基準に係る引用文献)

本基準に引用された文献は本基準の適用にとって必要不可欠なものである。期日が示された文献については、その期日が示された版しか本基準に適応できない、期日が示されていない文献については、その最新版(すべての修正リストを含む)が本基準に適応する。

3. 述語和定義(用語の定義)

3.1 残留物(残留物質)

3.2 最大残留限量(最大残留基準値:MRL)

3.3 再残留限量(extraneous maximum residue limit : EMRL)

3.4 毎日充許摂取量(一日摂取許容量:ADI)

4. 技術要求(農薬の種類別最大残留基準値) (以下略)

(報告者)

NPO法人食品保健科学情報交流協議会 大神(東島) ((財) 日本冷凍食品検査協会顧問)

(注:本文は、日本冷凍食品検査協会企画研修部の孫主任の情報を基に、その了承を得て作成致しております)

(大神(東島)弘明)

【[会員からの投稿](#)】

1. 昆虫の生態と虫体異物混入事故<11>防虫管理の要点について

前回まで、季節に対応して防虫管理のポイント・防虫担当者が陥りやすい間違いについて説明してきましたが、ここでは、防虫管理の要点をまとめてみましたので、ご参照ください。

【防虫は共同作業】

食品製造施設では、害虫の種類・殺虫剤の種類・防除技法などの煩雑な状況を考慮して、害虫駆除に関してはPCO（害虫駆除業者）に一任している場合が多い。しかし、万一、製品内に虫が入った場合の社会的責任は、製造者が担う事になる。すなわち、商品に対する責任は、製造者にあるのであるから、煩雑であっても害虫駆除に係る業務は他者に全て一任するのは危険である。常に工程の状況と防虫モニタリングの結果に注意を払い、害虫駆除に関しても、基本的な情報を収集し、内容を掌握した上での製造側担当者とPCOとの共同作業によって、精度の高い防虫効果が得られる事になる。

【手順確認】

組織内で防虫管理に着手する上で、誰が何を分担するか・事態が確認された際の基本的な対応・その他の手順・効果判定・安全確認を明確し、一連の動作が円滑に運営されるように、事前に計画を立てておく必要があります。

【存在の確認】

まず、管理区域内に「虫」が存在するか否かを確認する事が防虫の第一歩となります。ここでの「虫」とは、活動中の昆虫だけではなく、死骸・糸や糞、食べ跡のような生活跡も含めて、多角的な昆虫モニタリング技法・目視調査などによって、管理区域内の「虫」の存在実態を明確にします。

【種の確認】

多様に進化した昆虫類は、個々の種によって、特別な行動様式や生活様式・繁殖様式を持ちます。従って、確認された「虫」の正確な同定（種類を特定）が行われると、「虫」の存在理由・生活様式・発生予測・行動パターンが推察され、効果的な防除技法を立案することが可能になります。害虫駆除を実施する上で、対象となる種を判定することは、極めて重要な作業になります。

【生態の確認】

種の特特定が出来れば、専門家・専門書・インターネットなどの情報を収集し、どのような経緯で、害虫が管理施設内に存在していたかを推察します。その推理を基に、施設内を踏査し、生活跡・生息個所などを確認するようにします。

【駆除方法の検討・駆除の実施】

害虫の生息場所・活動状況・存在理由が判断されたら、最も有効と考えられる方法によって、これを駆除します。

【駆除効果の判定】

駆除を実施した後に、駆除前と駆除後の防虫モニタリング結果によって、実施した処理の効果を判定します。害虫生息個所を徹底的に清掃した・殺虫剤を散布したと云うような、害虫駆除に対応する作業を実施しただけでは、駆除を実施した事にはなりません。駆除実施後に、虫の減少が認められた時点で、効果が得られたと判断してください。

【1000を10にするのは容易・10を9にするのは困難】

施設内で大量の「虫」が確認されるには、それなりの理由があります。重大な防虫上の欠陥もしくは施設内に発生源が存在すると想定されます。管理区域を丹念に調査すれば、比較的容易に、大量発生や大量侵入個所は発見されるかと思えます。しかし、微小な生物群である昆虫類の中には、極めて少量の残滓・通常では気が付かないような隙間から侵入する場合があります。このような小規模な発生源となる残滓や隙間は、発見しにくく、苦戦を強いられる場合が多くなります。

また、防虫モニタリングで大きな数値の捕獲数が随時確認される場合は、防除担当者の能力が疑われる状態であるかとも推察されます。

【苦労は報われない】

「多額の費用や多大な労力をかけて、設備の改善、防虫作業の実施、施設内の清掃管理をしても、一向に防虫効果が上がらない」と愚痴を唱える防虫担当者の話を聞くことがあります。このような場合は、駆除対象となる「虫」の事情や特性を理解しないで、一方的に、人間的な思考で暴走して、無駄な費用や作業を実施した結果によるものと推察します。昆虫類は生物であり、いくら、立派な漁船や釣り具を持って出航しても、「大型まぐろ」が釣れるとは限りません。「大型まぐろ」を釣るには、マグロの好む海流や食料が豊富な海域で、マグロの生態を知り尽くした漁師が、特殊な技法を駆使して釣り上げています。防虫管理も生き物相手ですから、努力対効果に期待するのではなく、賢い漁師に見習うべきかと思えます。

【5S過信より鷹の目】

食品を扱う施設では、常に清潔、整理整頓が心掛けられ、一般の従業員の皆様への指導、訓練も徹底しています。はたして、日常的な整理整頓、清掃のような「5S」の実行によって、害虫は駆逐されるのでしょうか？残念ながら、防虫的観点から見ると微小な体で、極めて僅かの残滓からも発生が可能な昆虫類の出現防止には、「5S」は無効な場合も多くあります。しかし、「5S」の推進によって、管理区域内の清浄度が向上すると、日常的な清掃が困難な特殊な場所に堆積した残滓からのみ害虫が発

生するようになります。ここで、昆虫の性質を理解して、訓練に励んできた防虫担当者の能力が発揮される事になります。一般の従業員では気が付かないピンポイントの場所発見に努め、ここの残滓を確実に排除する事が防虫担当者冥利に尽きる仕事になるかと思えます。

【モニタリング過信は命取り】

管理区域内で実施される防虫モニタリングには、多大な時間と労力が必要となります。これによって得られる、昆虫名と捕獲数を表した資料も状況によっては膨大となり、見るだけで、頭が痛くなるような資料が蓄積されてきます。その影響で、多くの人は、防虫モニタリングの資料を手にしただけで、一瞬、防虫管理の仕事を遂行しているかというような妄想に取りつかれる事があります。防虫モニタリングは、あくまでも、情報であり、これを基にして、何等かの防虫に係る行動を開始する事が重要となります。資料をグラフ化して、時系列変動・捕獲の特異性・重点管理区域の状況などを、一読で理解する技法とモニタリング結果を読み解き、防虫上の危害をいち早く、認識する能力が必要かと考えます。優秀な心臓医は膨大な心電図のデータから、一瞬の不整脈を読み取る能力があります。情報を集めた後は迅速に的確な防除対策を実行する事が大切になります。

【化学を恐れるな】

特殊な化学物質管理を実施している施設は別として、化学物質である殺虫剤の使用を極端に恐れる防虫管理者がいます。施設内の防虫管理に使用する殺虫剤は、食品（農作物）に直接噴霧する農薬と異なり、建物内の食品とは縁遠い、排水管に溜まった汚泥より発生するチョウバエ類・ノミバエ類やシャッター内部や空調装置のドレン受け付近に生息するゴキブリ類・チャタテムシ類のように、施設内でも食品と離れた場所で処理されるもので占められています。現在、開発されている防虫技法の中で、特定の空間内で確実に害虫を死滅させる事が出来るアイテムとして、殺虫剤は極めて有効な唯一の道具です。従って、極端に化学物質としての殺虫剤の使用を恐れる必要は無いと考えます。しかし、不慣れな人が、これを扱うと、食品もしくは食品と直接接触する機材に、誤って殺虫剤を散布してしまう事もあり、処理者への十分な訓練と生産工程内容に関する情報の提供、処理実態の確認を遂行した上で、安全かつ有効、適正に殺虫剤を使用するべきかと考えます。



＜オオチョウバエの幼虫と成虫＞

【虫は機械？】

昆虫類の行動を観察していると、一見自由に行動しているように見えますが、実際には本能に支配され、外部からの刺激に対して機械のように活動している事が判ります。従って、光に誘引される性質を持つ昆虫の種類は、特定の条件下で、人工的な光を照射すると、強く光源に引き付けられます。これを利用したのが、防虫モニタリングにも使用される「ライト トラップ」です。反面、光に誘引される性質を持たない昆虫類は「ライト トラップ」に集まる事はありません。食料となる物質も同じで、昆虫類は種類によって好きな食べ物が異なります。昆虫類が持つ、機械反応のような種類特有の外部刺激に反応する性質を利用した、フェロモントラップや音響トラップのような防虫モニタリング機材も開発されています。しかし、これらの機材の昆虫捕獲能力は、その刺激に反応する性質を持つ種に対して有効であるものの、誘引される性質が無い種に対しては効力を発揮する事は無いので注意してください。

【木を見て森を見ず】

昆虫類の活動が最も判りやすいのは、配偶者や食料を求めて、活発に活動する成虫の生育段階です。すなわち、花の蜜に飛来するモンシロチョウは、容易に発見できますが、キャベツ畑の中で、緑色のキャベツの葉に擬態している幼虫（あおむし）は注意して探さなければ見つかりません。さらに、卵にあっては、「虫めがね」を持って、畑の中を探しまわっても容易に発見する事はできません。管理区域内で活動する昆虫類も、成虫は発見しやすい種が多くありますが、幼虫、卵などが存在する発生源を見つける事は難しくなります。そこで、害虫（成虫）が確認された場合は、その種の生態をイメージしてください。例えば、チョウバエ類の成虫が多く捕獲された場合は、チョウバエ類の生き方・すなわち、「有機質が多く堆積した汚泥内から発生する昆虫」を考えてください。成虫が多く生息する場所周辺の排水溝、ドレン水、設備の足と床の接合部など、汚泥の存在がイメージされる場所を想定し、可能であれば汚泥を採集して、試験管やビーカーの中に清浄な水に溶かして見てください。そこが、チョウバ

エ類の発生源であれば、水中に「糸屑」のような幼虫が泳ぎだします。これが見つかれば、そこが発生源です、洗浄、もしくは少量に殺虫剤を投入すれば、チョウバエ類の発生は防止できます。このように、成虫（木）による事象を確認した際には、情報と知識のイメージを活用し、森（発生源）を見るようにしてください。

【耳なし芳一の悲劇】

魔物から身を守る為に、体中に経文を書いたが、耳だけ書き忘れた為に、耳をもぎ取られた「耳なし芳一」の話は有名です。高度な防虫管理を実施している施設内でも、これによく似た現象が起きる事があります。灯火に誘引される性質を持つ昆虫類の飛来侵入を防止する為に、建物の出入り口や通路を昆虫類が反応しにくい、近紫外線放出量の少ないタイプの光源に交換して、屋外からの昆虫侵入防止に配慮している施設で、製品の色合い確認や作業効率に支障を起こさないように、検品工程の光源や製造室の光源を通常近紫外線を含むタイプのものを設置した場合、昆虫類の目には、出入り口や通路の光源は見えないが、検品工程や製造室の光は認識可能であり、「耳なし芳一」の耳のように、製品管理上重要な部屋へ誘引されて、事故原因となることがあります。光源の選択調整によって防虫機能を高める際は、人の事情と共に、虫の事情も考慮して光源の管理設計をする事が大切になります。

【名探偵の勝利】

施設内での害虫駆除の業務は、推理小説の名探偵の行動に類似したものがあります。昆虫の足跡や脱皮殻・糞などの遺留品の調査、種の同定から想像できる昆虫類の性格、これらの証拠や痕跡、犯人の行動様式を推理して、犯罪者の到達するシャーロックホームズや刑事コロンのような、細やかな情報収集と科学的な分析によって犯人を検挙、すなわち、害虫を駆除する快感を味わって見てください。



【たかが虫？】

昆虫学者のハワード エバンズは著書「虫の惑星」の中で、「昆虫は地球上の至る所で繁栄し、地球のあらゆる環境に適応して生活している。地球はまさに虫の惑星である。」と評しています。確かに、注意深く、製造施設内を調査していると、工程内の僅かな間隙に潜む昆虫の能力に驚かされる事があります。これを工程内から完全に

排除するには、並々ならぬ努力と技術が必要になります。自然界に普通に見られる昆虫であっても、食品や医薬品の中に混入した状態で、消費者が発見した時のショックは、想像を絶することと思います。ブランドや商品を好み、信頼して購入した消費者が、食べる際の楽しみ、喜びの感覚が、小さな一匹の虫、これが虫の破片であっても、製造者への怒り、商品への不信、健康への恐怖など損害ははかり知れないものがあります。製造側もこれに対応する費用・改善費用・社会的信頼信用の喪失、商品販売力の低下、業界全体への安全不信など、「たかが虫、一匹」で甚大な被害を受ける事になります。管理する区域の中を見廻って、「たかが虫」の状況を常に掌握し、有効な虫の排除に努力して頂きたいと思います。

長く、連載してきました本投稿も、今回で終了したいと考えております。今後、皆様の職場で、防虫に関する問題、疑問がありましたら、食科協アドレス宛に、質問を頂ければ可能な限り対応させていただきます。

(防虫コンサルタント 今野禎彦)

ご質問等のある方は8.shokkakyo@ccfhs.or.jpまでご一報下さい。

2. シンガポール回想 5 シンガポールの国民生活

今回はシンガポリアンの生活に関するデータ・記事をいくつか提供し、シンガポールを理解していただければ幸いです。

シンガポールの国歌 「マジュラ・シンガプラ Majulah Singapura」

Mari kita rakyat Singapura

Sama-sama menuju bahagia

Cita-cita kita yang mulia

Berjaya Singapura

Marilah kita bersatu

Dengan semangat yang baru

Semua kita berseru

Majulah Singapura

Majulah Singapura!

シンガポールでは毎朝6時からテレビで流されています。次のサイトでシンガポール国歌が聞けます。http://www.youtube.com/watch?v=Dhk_f-N90o0

シンガポールで空から降ってくるもの(落ちてくるもの)

- ① 雨 ほぼ毎日スコールがあります。一週間雨がないと散水車が出動です。
- ② 落ち葉 1年中落ち葉があります。
- ③ 木の実 直径 2~3cm の結構大きいのが落ちてきます。
- ④ 木の枝 強風が吹いた後によく落ちてきます。
- ⑤ 木の大枝 暴風雨になると根っこから抜けて倒れてきます。高速道路で車がつぶれている写真がよく新聞に載ります。
- ⑥ 鳥の糞 夕方になると日本と同様ムクドリがどこからかオーチャード通りに集まってきます。10分歩くと誰かが被害にあっているのに遭遇します。政治家が糞害に合わない対策が取られないだろうとか。

平均寿命(World Bank 資料より)

シンガポールに赴任したころは、シンガポリアンは早死であると聞きましたが、平均寿命は日本人に近いというのが実際のようなのです。

シンガポリアン	男 79.3 歳	女 84.1 歳	男女平均 81.8 歳
日本人	79.6 歳	86.4 歳	82.9 歳

2013 年のシンガポールの祝日

シンガポールの休日は日本に比べれば少なく 11 日です。

1 月 1 日(火)ニューイヤーズデー

2 月 10 日(日)・11 日(月)チャイニーズ・ニューイヤー 12 日(火)振替休日で 4 連休

3 月 29 日(金)グッドフライデー 聖金曜日 / Good Friday

春分の日(2013 年 3 月 20 日(水))の後の最初の満月の次の日曜日は、キリスト教の典礼暦における最重要事である復活祭/Easter Sunday となります。聖金曜日は、この復活祭の前の金曜日にあたる日で、「受難日」「受苦日」とも呼ばれています。イエス・キリストが自分達の身代わりとなって十字架に掛けられて死んだことを感謝する日です。また、復活祭まで特別な典礼や礼拝が行われます。

5 月 1 日(水)レイバーデー

5 月 24 日(金)ベサックデー 釈迦誕生祭/ Vesak Day 3 連休(金~日)

旧暦 4 月 8 日がお釈迦様の誕生日に当たります。シンガポールでは国が定めた休日です。仏教徒は、花やフルーツ、お供え物を持って仏教寺院に行き、親しい者同士で贈り物を交換して一日を過ごします。日本では花祭りと呼ばれています。旧暦のため、年によって日付が異なります。

8 月 8 日(木)ハリラヤプアサ

イスラム断食明けハリ・ラヤ・プアサは、イスラム教における最大のお祭りです。イスラム世界ではイード・アル=フィトル / Eid Al-Fitr と呼ばれ、ヒジュラ暦第 10 月 1 日・2 日に断食(ラマダン)を終えたことを盛大に祝う日です。ヒジュラ暦のため年によって日付が異なります。

8 月 9 日(金)ナショナルデー独立記念日 今年 4 連休(木~日)

10月15日(火)ハリラヤハジ

イスラム教の宗教的な祝日です。イスラム世界ではイード・アル＝アドハー / Eid Al-Adha と呼ばれ、ヒジュラ暦の12月10日からメッカに向かって歩く巡礼の時です。日本では犠牲祭とも呼ばれています。ヒジュラ暦のため年によって日付が異なります。

11月3日(日)ディーパバリ 4日(月)振替休日3連休(土～月)

悪＝暗黒に対する善＝光の勝利を祝うヒンズー教最大の祭日です。インドの新年のお祭りにあたります。この時期のリトルインド近辺は美しくライトアップされ、ストリート・カーニバルを見ることができます。ことに、スリ・スリニバサ・ペルマル寺院が豪華なことで知られています。ヒンドゥー暦のため、年によって日付が異なります。

12月25日(水)クリスマス

給料事情

シンガポリアンの名目上の平均月額賃金は2009年 S\$3,872(在シンガポール日本大使館資料より)で、シンガポリアンの実質平均月収は約 S\$2000≒130,000円です。住み込み外国人メイド賃金(フィリピン人の場合1ヶ月)が S\$350～400≒23,000～26,000円、ワーキングホリデーで滞在する日本人女性が日本人相手のクラブ勤務で S\$6,000です。50人程度の労働者を束ねる工場長で S\$6,000～11,000程度とされています(シンガポール求人広告等から)。

外国人が就労ビザ(EPビザ)をとる際に必要な1か月最低賃金は、S\$2,800≒182,000円です。近隣の東南アジア諸国に比べると高額になっています。

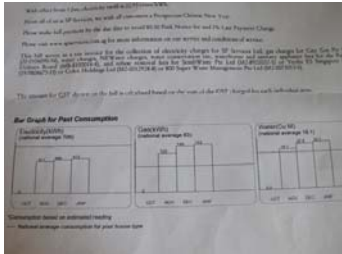
人材開発省のデータによると、所得上位1%の住民の平均年収は S\$70万(約4,600万円)で、この所得層の納税者数は2009課税年度の29,524人から、2012年は32,285人に増加するそうです。またフルタイムの労働者で月収が1,000Sドル(約6万5,000円)以下の者は、国民で10万人、永住者で1万人いるとのこと。

所得格差の拡大はシンガポールでも問題になっており、所得上位10%の収入増加率は、所得下位10%の増加率を上回っています。所得格差を示すジニ計数も過去10年間で0.45から0.47へ拡大しています。

電気料

日本で原発事故後、電気料値上げでいろいろ論議がされましたが、シンガポールは天然ガスを燃焼させて発電する火力発電が100%で、水力も原子力も存在しません。これはシンガポールには水力資源(ダム)は見当たらず、原子力発電所を設置できそうな土地もありません。シンガポールの電気料金は、1キロワットあたりの料金は27セント程度(17.5円/kwH)です。日本とどっこいどっこいかちょっと高いかなという水準です。しかしシンガポールの物価水準は日本の半分、所得水準は8割ともいわれていますから、シンガポリアンにすれば随分割高感があるだろうと思われれます。火力発電依存度の高い国は、近年の原油価格高騰の影響をダイレクトに受けてしまうのは避けられません。そのため3か月ごとで単価の見直しが行われています。

シンガポール・パワー・サービスの電気、ガス、水道請求書は毎月来ますが、電気・ガス・水道全てメーターの検針は2ヶ月に一回で、検針をしない月は見積もり (estimated reading) で請求が来ます。このため半月日本に帰国していても思ったより高額な料金を請求される場合があります。



左は 電気、ガス、水道の請求書の裏側に月ごとの使用料グラフがあり、同じタイプの住宅での平均使用量のラインも入っています。このグラフを見て、「平均よりも超えている。いかん！ 環境に悪い！」と思うシンガポリアンよりも、「こんなに使っちゃって！ お金もったいない！」と思うシンガポリアンのほうが断然多いでしょうけれど、それでも役には立ちそうです。

自動車事情

シンガポールでは 95 万 7 千台の車が登録されています。狭い国土で市内の交通渋滞は深刻な社会問題となっており、政府もその対策には腐心しており、自家用車の保有、および利用には厳しい制限がなされています。

道路総延長は 3,355km で、高速道路 161km(2010 年末)となっています。

①車両割り当て制及び諸税

シンガポールで自動車を保有するには自動車保有証書が必要です。シンガポール国内の道路整備状況により自動車の新規登録可能件数が定められ、車両購入権 (COE: Certificate of Entitlement) の価格は入札により決定されます。新車を購入する際にはインターネットを通じて行われる入札に応じる必要があります。価格は車種(カテゴリー A 1600cc 以下の乗用車・タクシー B 1600cc 以上の乗用車 C 商用車・バス D モーターサイクル E オープンに分けられています)によります。また購入に際し、輸入関税(車体価格の 20%)・消費税(7%)・登録料(車種に関係なく S\$140)・追加登録料(車体価格の 110%)・道路税(年間で 1600cc で S\$950、2000cc なら S\$1,450 程度)が課せられ、上の COE も合わせると車両価格の 3~4 倍程度を支払うこととなります。その他保険料(排気量や保証内容によるが、年間約 S\$1,500~S\$2,500 程度)が必要です。シンガポールの 12 年 10 月 18 日付日本語情報誌 AsiaX に次のような記事が掲載されていました。

新車購入権価格、A カテゴリーが一再度 7 万 S ドル超に

陸運庁 (LTA) は 10 月 17 日に実施した新車購入権 (COE) 入札の結果を公表した。排気量 1,600cc 以下 (A カテゴリー) の乗用車の COE が 8 月初旬の入札に続き、再び 7 万 S ドル (約 450 万円) 台を記録した。ほかのカテゴリーの COE もすべて、2 週間前の前回入札の落札価格を上回った。A カテゴリーは前回より 2,001S ドル (約 13 万円) 高い 71,001S ドル (約 459 万円)。ドイツ車ディーラーの販売責任者によると、メルセデス・ベンツ、BMW、ミニ、ボルボなど高級ブランド車に

対する需要が堅調で、COEの上昇は予想されたところ。A カテゴリーは前回、6,000S ドル（約 39 万円）上昇していた。

排気量 1,600cc 超（B カテゴリー）の乗用車の COE は、5,800S ドル（約 37 万 5,000 円）高い 8 万 5,801S ドル（約 555 万円）。主に大型車の購入に利用されるオープンカテゴリーの COE は 111S ドル（約 7,200 円）高い 8 万 7,000S ドル（約 562 万円）。

貨物自動車の COE は 1,888S ドル（約 12 万 2,000 円）増の 5 万 7,889S ドル（約 375 万円）、2 輪車は 8S ドル（約 517 円）増の 1,920S ドル（約 12 万 4,000 円）だった。

A カテゴリーの COE 発行枠は縮小されており、祝祭のある年末が近づいていることから、同 COE 価格が年内、大幅に下がることない見通しだ。

来年は COE 全体の発行枠がさらに縮小されるため、一段の価格上昇が予想される。

日本で購入する価格の約 2 倍となっており、所得の安いシンガポリアンにとっては、車を保有することは夢のようです。

タクシの運転手から聞いた話ですが、シンガポリアンの女性が結婚する相手男性に求める条件(今は分かりませんが、日本で昔「3高」=背が高い、年収が高い、学歴が高いと言われたように記憶しています)は、6 Cと言われるそうで 6 Cは次のものを言います。

i Car

ii Credit Card

クレジットカードは銀行のキャッシュカードについていますが、これは買い物の清算をするとすぐその日に口座から清算(支払われる)されます。翌月清算されるクレジットカードは、銀行口座に 3 万シンガポールドル程度のデポジットが必要です。クレジットカードを持っているか否かで収入が分かっけてしまいます。ゴールド、プラチナ、ブラック、とにかくプレミアムカードじゃないとね と言われているようです。

iii Career

シンガポールは超がつくほど厳しい学歴社会で、国内の大学は 4 校しかなく、大学に進める人は限られています。シンガポール国立大学の卒業生は超エリートです。

iv Condominium

シンガポリアンの 8 割強は HDB（公営住宅）に住み、そのうち 90%が持ち家です。そして若者の多くは、結婚するまで、実家である HDB に住みます。東京 23 区の広さしかない国で、近所に実家がありながら一人暮らしはもったいないのです。一方、コンドミニウムはプールやジム、テニスコート付きでセキュリティもしっかりした高級マンションのようなもの。買うとなると億になる「億ション」もざらです。そんなコンドミニウムに住めるシンガポリアンはごく限られた人のみです。

v Cash 説明不要ですね。

vi Club membership これも文字の通りゴルフのメンバーシップやフィットネス・クラブなどです。

6 C の一番に車とされています。

それにしてもシンガポールの女性は強いですね。男性は 2 年間の兵役義務があり、社

会進出が遅れるため、とも言われますが、とにかく男性より女性が強い。街を歩くカップルを見ると面白いです。女性がキツイものの言い方をして、男性はひたすら女性に合わせている場面をよくみます。中には気に入らないことがあると、男性の足をガツと蹴る……。何度足蹴りにされる可哀想な男の子を見かけたことか。そんな状況にあっても尚、優しいシンガポリアンの男の子達です。話が横道にそれてしまいました。

② 渋滞抑制政策

一定地域への車両の流入を抑制するため、特定地域への立ち入りに際してはクーポン購入を義務付けるロードプライシング (Road Pricing、道路課金) を 1975 年に、午前中の通勤時間帯の進入車両から通行料の徴収を開始しました (その後、実施時間帯を昼間と午後にも延長)。1998 年 3 月から世界で初めてプリペイドカードを利用した電子式道路料金徴収システムである ERP・Electronic Road Pricing System (日本の有料道路の ETC を一般道に適用したものを想像すると理解しやすいと思います) を導入しています。シンガポリアンは ERP を Every Road Pay と揶揄しています。全車両へ IU(In Vehicle Unit) という機械を、車のダッシュボード上に取り付けることが義務付けられています。右の写真のように、車がその下を通過する時に通行料が自動的に課金されます。この通行料金は、場所、時間で細かく異なっています。時間帯ごとの渋滞量などを元に、あるアルゴリズムでコンピュータで自動計算されるのだそうです。



また地下鉄やバスの乗車運賃を安くすることにより、自動車を利用しなくても済むような対策も取られています。地下鉄の新線工事も街中を掘り起こして行われています。

その他

- ・道路が左側通行で、アジア圏ということもあり、日本車が多数を占めていますが、タクシーは TOYOTA の Crown Comfort から韓国の Hyundai Sonata に置き換えが進んでいます(ここ 1 年シンガポールを訪問していませんが 6 割ぐらいはソナタであろうと思われます)。

- ・日本ではフロントガラスにものを張ることは禁止されていますが、シンガポールではいろいろなシール・ステッカーがベタベタと張られています。これも一つのステータスかもしれません。

- ・ガソリン価格は日本とほぼ同程度です。マレーシアのガソリン価格はシンガポールに比べて圧倒的に安く、隣国マレーシアへ給油のためにジョホール海峡を挟んだ 2 つの道路 (ジョホール・シンガポール・コーズウェイ、マレーシア・シンガポール・セ

カンドリンク)で国境を越える者があとを絶たなかったため、シンガポールから国境を越える際には、ガソリンメーターが4分の3以上ない場合は罰金を科すという「3クォーター・タンク法」が存在するそうです。何度か車でマレーシアに入国しましたが確認されたという経験はなかったのですが・・・。

・日本と違い、タクシーは格安ですが、それゆえに常に長蛇の列が待っています。スクールの直後はなおさらで、予約センターに連絡してもタクシーを捕まえることが難しい。またタクシー運転手の乗車拒否も、日本のいつの時代かのようなようです。

住宅事情

公共住宅(HDB)の居住者数は対人口比 82.5% (2010年度末)、HDBの戸数(分譲及び賃貸の合計) 1,011,027戸あると言われていています(住宅開発庁(Housing & Development Board)データ)。

HDBの新築物件は、住宅開発庁から購入します。日本人でも、高額のコンドミニアムを避けてHDBに住み、現地企業で働く人がいます。しかし多くの日本人や外国人駐在員がコンドミニアムに住んでいます。コンドミニアムは先に書いた通りで、1ベッドルーム日本という1LDKで月額S\$4,000程度の賃料です。



HDBの高級化も進行中で、左の写真はThe Pinnacle@DuxtonというHDBです。現在あるシンガポールのHDBの中では最も高価と言われる物件で、50階建のビル7棟からなり、各棟は26階と50階において、スカイブリッジという空中回廊で連結されています。総戸数は1,848戸。このHDBの発売価格はS\$30万(約2,000万円)～70万(約4,500万円)でした。

約2年前の2009年第4四半期と2011年第4四半期を比べると、売買価格は24%、賃貸料は22%も上昇しているとのこと。2008年9月のリーマンショックの影響もあり大きく下げた不動産市況は、売買・賃貸共に2009年にそれぞれ指数133.3、129.3で底を打ち、その後2011年第4四半期にはそれぞれ206.2、159.2まで急上昇しました。コンドミニアムの賃貸契約は通常2年なので、2年前に契約した人は、契約更新時に大幅値上げを求められる可能性もあります。

HDBに住むある日本人にこんな話を聞いたことがあります。不動産屋から「来月分から家賃を15%上げる。契約更新の意思を今月末までに連絡してほしい」という内容のメールが突然届いたそうです。この人が住んでいるのは、築30年を超える旧式HDBで、こんな物件の家賃を15%も値上げするなんて、今の日本ではありえないですが、不動産屋は「入居希望者がたくさんいるので値上げを断行した」と言ったそう

です。築 30 年の旧式物件でも、売り手市場なので賃料を上げるのが可能で、シンガポールの中古市場では、こんな旧式の HDB が取得価格の 3 倍で取引されることもあるという話を聞きました。人口が増加し HDB の需要が増加しているのに加えて、永住権所持者による不動産投資マネーが入り込んだ結果なのではないでしょうか。

また住宅購入に関しては次のような情報もあります。

2012 年 10 月 08 日付アジアネクストより抜粋

シンガポール金融管理庁(MAS=中央銀行)は 2012 年 10 月 5 日、住宅ローン規制を 10 月 6 日付で厳しくすると発表しています。低金利および米国による紙幣増刷を要因とする資金流動性の過剰で住宅市場に短期資金が流入し、資産バブルを招くのを予防するのが狙いで、民間住宅、公営住宅向けを問わず住宅ローンの返済期間を最長 35 年に制限する。借り換えの場合も通算の返済期間を最長 35 年にする。

住宅の資産価値に対する住宅ローンの比率(LTV)も引き下げる。返済期間が 30 年超のローン、または返済期限が借り手の定年(65 歳)以降になる場合の LTV を 60%(以前は 80%)にする。借り手は住宅価格の 40% を頭金として支払うことになる。既に住宅ローンを取り入れている者が追加でローンを取り入れる場合の LTV は 40%。返済期間が 35 年超の住宅ローンを提供している銀行は DBS、OCBC、UOB など。UOB は返済期間 50 年のローンを導入していた。

飲料水事情

シンガポールに在住中、生水を飲んでもお腹をこわしたと云うことはありませんでした。実際に上水道はWHOの水質基準をクリアしています。しかし、日本でも生水は飲まない方がいいというのはよく言われることですし、何よりもシンガポールの水はおいしくないのです。

シンガポールは山らしい山がないことや、国土が狭いこともあって、国内にいくつかの貯水池などが整備されているものの、それでは水の需要をまかないきれないため、ジョホール海峡を渡るコーズウェイの側に 3 本の水道管が設置されていて、かなりの部分をマレーシアから輸入しています。マレーシアとの間でいろいろな問題が起きると、水を売る契約を考え直すとか、値上げするとか言われることがあるようです。

そのため、2003 年から日本の逆浸透膜を使った高度濾過技術を導入して海の水を淡水化するプロジェクトや、国内の下水を再生処理し、飲用水にも利用可能とする「ニューウォーター」(NEWater)計画を開始しており、2011 年には国内の水需要の 30% をこの再生水で賄うとしています。NEWater の工場は MRT(地下鉄)・チャンギ車両基地に隣接しており、見学ツアーも設けられているそうです。マリーナ湾の湾口をせき止めて淡水化し、将来飲用に供するための可動堰式ダム「マリーナ・バレッジ」も完成しています。この貯水池ではシンガポールの水需要の 1 割を賄うことを目標にしているとのこと。いずれにしてもシンガポールにとって水の問題はかなり重大な関心事といえます。

罰金罰金のシンガポール



←MRT(地下鉄)にステッカーで表示されている禁止事項

駅構内・鉄道車内では飲食してはならない。これは駅構内と鉄道車内を清潔に保つというものです。また、シンガポール国内にチューインガムの持込・販売が禁止されたのも鉄道が原因で、いたずらで電車のドアにガムをくっつけたところ、ドアが閉まらなくなったり開かなくなったりなどのトラブルが発生したため、これ以来政府は国内へガムの持込等を禁じるようになったといえます。聞いた話ではトラブルが発生して直ぐ禁じられたとか。

シンガポールでは、これも有名な話ですが、路上でのゴミやタバコのポイ捨てには S\$150 から最高で S\$5,000 の罰金が課されます。また、指定された場所以外での道路横断の禁止、MRT へのドリアン持込禁止、トイレで用を足した後は必ず水を流すこと（場所によってはトイレに注意書きが貼ってある）、泥酔の禁止、鳩に餌を与えることの禁止、路上の落書きの禁止など日常生活のこまごまとした面でいろいろな規制があり、違反に対してはそれぞれ罰金が課されています。シンガポールは”Fine Country”（「素敵な国」&「罰金国家」）であることをお忘れなく。

番外 1

シンガポールでのささやかな楽しみのスクラッチ宝くじ(左写真)。回収率は賞金総額で約 50%。写真は S\$2.00 で S\$100 をゲット。

上の 2 個の Lucky Numbers が 90 と 93 で 下の Your Numbers に 90 があり、その下に配当金 \$100 が記載してあります。最高額は 25,000S ドルです。

日本のナンバーズに相当する ToTo くじもあります(週 3 回の抽選です)。その他イギリス・プレミアリーグやドイツ・ブンデスリーグ、日本の J リーグなどサッカーのトトもあります。

右下の写真のような Singapore Pools で購入できます。訪星されたらぜひトライしてください。



番外 2 モノの値段

1シンガポールドル65円で換算していますが、現在は68円ぐらいに円が安くなっています。それぞれの価格の105%が現在の価格になります。

【交通費】

タクシー初乗り SGD2.5~3.0 ≒ 160~200円

地下鉄 (MRT) SGD0.8~1.8 ≒ 52~120円

セントーサモノレール SGD3.0 ≒ 195円

バス (SMBT、SBB) SGD0.9~2.4 ≒ 59~156円

【食べ物・飲み物】

マクドナルドのビックマックセット SGD7.1 ≒ 460円

スターバックスのラテ (トール) SGD6 ≒ 390円

ペットボトルの水 (ローカルブランド/470ml) SGD0.4 ≒ 26円



ペットボトルの水 (エビアン/500ml) SGD1.25≒81円
 コーラ (500ml) SGD1.2≒78円 350ml缶ビール (タイガービール) SGD3≒195円
 350ml 缶ビール (ハイネケン) SGD3.5≒230円 クラークキーでビールを飲む SGD15≒980円
 チキンライス SGD3.5≒230円 ラクサ SGD3≒195円 肉骨茶 SGD2.8≒180円
 カヤトースト SGD1.5≒98円 ホーカーで定食や麺を食べる SGD5≒330円
 ローカルの中華料理店で食事 SGD20≒1,300円
 高級中華料理店で食事 SGD50≒3,300円 日本人経営の日本食レストランで夕食 SGD70≒4,600円
 イタリアンレストランで夕食 SGD70≒4,600円
 ウィスキージョニーウォーカー黒 700ml SGD94.50≒6,100円
 焼酎黒伊佐錦 720ml SGD78.00≒5,000円 焼酎いいちこ 720ml SGD42.00≒2,730円

【その他】

ライター SGD0.3≒20円
 ローカル新聞 SGD1≒65円 朝日新聞 SGD\$4.00≒260円 日経新聞 SGD\$6.00≒390円
 タバコ Kent SGD11.20~11.80≒730~770円(日本のように画一でなく自由価格です セブン・イレブンは高価です)
 LR-44 電池 SGD1.50≒98円 Gatsby Form(男性用ムース) SGD7.20≒470円
 ファッション誌 SGD2≒130円 折り畳み傘 SGD6.25≒410円
 歯ブラシセット SGD6≒390円 バンドエイド (10枚入り)SGD3≒195円
 ポケットティッシュ (1つ) SGD1≒65円
 足マッサージ(30分) SGD20≒1,300円 全身マッサージ (45分) SGD45≒2,900円
 ヘアサロン(ローカル店) SGD15≒980円 (日系10分カット店)SGD10≒650円 (日系店)SGD50≒3,300円
 ハイティアー(シャングリラホテルのローズガーデンの場合) SGD48≒3,100円
 Burberry 女性用財布 SGD575.00≒37,400円(なぜ女性用なのかよくわかりません)

シンガポールで経験したこと・教わったことのメモを 5 回にわたり取り纏めてきました。その中でシンガポール・シンガポーリアンを理解していただければ幸いです。食科協ニュースレターにそぐわない投稿をしたことをご容赦ください。

(秋田 勝)

【[食科協からのお知らせ](#)】

1. リスクコミュニケーション部会、作業部会員募集のお知らせ

作業部会の内容：「食の安全ナビ検定クイズ」、「食の安全に関する用語集」等を検討

開催日時：毎月、運営委員会終了後、作業部会を開催

部会員の条件：食科協役員及び会員（部会員には開催 1 週間前までにメールで検討内容をご連絡いたしますので、メール連絡での参加も可能）

現在の状況：佐仲部会長、関澤理事長、秋田常任理事、北村常任理事

笈川運営委員(予定)、小林理事(予定)

参加申込み：佐仲 (nsanaka@m.jcnnet.jp) 又は

食科協事務局 (8.shokkakyoccfhs.or.jp) までメールでご連絡ください。

メール部会員としての参加もできますので、皆様方、奮ってご参加のほどよろしくお願いいたします。

(佐仲 登)

会員の皆様へ

NPO 法人食科協では、皆様のご意見、ご感想、ご投稿をお待ちしております。
お気軽に 8.shokkakyoccfhs.or.jp までご連絡下さい。

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。